

氷川町農業元気づくり支援事業 申込期限：令和9年1月29日（金）

問 農業振興課 農政係 ☎0965-52-5854

農業経営の安定と産地体制を支援し、農業の活性化の促進・発展を目指して、8つの事業について補助します。

町税の滞納がない氷川町に住民登録がある認定農業者で、受益戸数3戸以上で組織する団体が補助の対象です。

事業区分 (対象品目)	事業内容	補助対象資材・上限
いちご重要害虫対策事業 いちご	越冬害虫を減少させるため、外部から侵入した害虫を物理的に捕殺・防除できる粘着板の購入に対する補助	資材 粘着板 ・青 (アザミウマ類) ・黄 (アブラムシ類、コナジラミ類) 上限 資材を通して使用回数1回分まで
黄化葉巻病対策事業 トマト・ミニトマト	黄化葉巻病対策を目的としたコナジラミを防除する農薬の購入に対する補助	資材 ベリマークSC 処理方法 灌注処理 上限 使用回数1回まで
露地野菜重要病害虫対策事業 アブラナ科野菜	チョウ目害虫等の防除のため、育苗期から定植初期にかけて効果が持続する長期残効型殺虫剤の購入に対する補助	資材 ミネクトデュオ粒剤 上限 使用回数1回まで
葉たばこ重要病害対策事業 葉たばこ	タバコ黄斑エン病対策に要する殺虫剤の購入に対する補助	資材 殺虫剤 (ベストガード水溶剤、プレバソンプレアブル5) 上限 資材ごとに使用回数1回分まで
梨重要病害虫対策事業 梨	シンクイムシ等の早期防除のための薬剤の購入に対する補助	資材 ・コンフューザーM ・コンフューザーN 上限 資材を通して使用回数2回分まで
柑橘類品質向上対策事業 柑橘類	水腐れや浮皮の発生を抑えるための植物成長調整剤の購入に対する補助	資材 ・植物成長調整剤 (ジベレリン液剤、ジャスモメート液剤) ・展着剤 (アビオンE) 上限 資材ごとに使用回数1回分まで
牛異常産予防ワクチン接種事業 乳用牛・肉用牛	牛異常産四種混合ワクチン利用に対する補助	牛異常産四種混合ワクチン接種手数料
花き重要病害虫対策事業 花	薬剤防除と併用し、ハウス内の害虫を減少させるため、物理的に害虫を捕殺する粘着トラップ資材の購入に対する補助	資材 粘着板 ・青 (アザミウマ類) ・黄 (アブラムシ類、コナジラミ類) 上限 資材を通して使用回数1回分まで

▶ **補助率** 1/3以内 ※牛異常産予防ワクチン接種事業は1頭あたり600円

▶ **申込み** ①JAの各生産部会の加入者：各部会の事務局
②JAの各生産部会の未加入者：農業振興課

サンドフィルター設置補助 申込期限：7月31日（金）

問 農業振興課 農政係 ☎0965-52-5854

野菜の育苗に使用する農業用水について、灌水チューブが目詰まりするなどお困りの農業者の方に対し、細かい砂や藻などの不純物を除去するサンドフィルターの設置費用の補助をします。

- ▶ **事業名** 氷川町農業用水浄化装置普及促進事業
- ▶ **対象者** 氷川町に住民登録があり、下記の要件を満たす者
 - (1)認定農業者であること
 - (2)町税の滞納がないこと
- ▶ **補助対象資材** 育苗(野菜)のためのサンドフィルター(ろ材に砂を使用したもの)本体および設置に要する経費
- ▶ **補助率および補助上限額** (1)補助率 3分の1 (2)補助上限額 10万円
- ▶ **その他** (1)補助は1経営体当たり1基まで。
(2)ポンプや配管、灌水チューブ等は補助対象外とする。
(3)パイプラインへの接続については、次のとおりとする。
 - ①ポンプを接続している、または接続する場合は、補助対象外とする。
 - ②サンドフィルターのみを接続する場合は、補助対象とする。
- ▶ **提出書類** (1)事業実施計画承認申請書
(2)事業計画書
(3)見積書
(4)仕様等がわかるカタログ等

※申請書等は、役場農業振興課窓口で受け取るか、氷川町ホームページからダウンロードしてください。

スマート農業機器導入補助 申込期限：6月30日（火）

問 農業振興課 農政係 ☎0965-52-5854

農作業の効率化や省力化、生産性の向上につながるスマート農業機器などの導入費用を補助します。

町税の滞納がない、氷川町に住民登録がある認定農業者が補助の対象です。

スマート農業機械等導入事業

- ▶ **対象** スマート農業技術カタログ (平成30年農林水産省公表) に掲載されているロボット技術や情報通信技術を利用した農業用機械などの導入にかかる費用
- ▶ **補助率** 1/3以内 (上限額166,000円)

農業用ドローン操縦技能認証取得事業

- ▶ **対象** 農業用ドローンの操縦技能認証取得のための講習会の受講料、認定証交付費
※交通費・宿泊費・飲食費などは対象外
- ▶ **補助率** 1/3以内 (上限額1人10万円)
※1人1回限りで再受講は不可